

徳島チャレンジルーム設置事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とくしま産業振興機構（以下「機構」という）が株式会社徳島健康科学総合センター（以下「センター」という）内に設置する施設「徳島チャレンジルーム」（以下「チャレンジルーム」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 徳島チャレンジルーム設置事業は、徳島県における情報関連産業及びクリエイティブ関連産業の集積、情報の共有、人材育成を促進するとともにスタートアップ期にあるチャレンジャーを総合的に支援することを目的とする。

第2章 利用者の決定

(利用対象者)

第3条 チャレンジルームの利用対象者は以下のとおりとする。

- (1) 県内大学、工業高等専門学校または公設試験研究機関と共同研究する者
- (2) LEDを活用した技術に基づき事業を行う者
- (3) デジタルコンテンツを扱う企業をはじめとするクリエイティブ産業関連企業及び団体、個人
- (4) その他、徳島県のデジタルコンテンツ産業、クリエイティブ産業の振興に資する活動を行う者

(利用申込)

第4条 チャレンジルームを利用しようとする者は、「チャレンジルーム利用登録申込書」（第1号様式）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の「チャレンジルーム利用登録申込書」には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人にあつては、身分を証明できる書類の写し、法人にあつては法人登記簿謄本の写し（提出日から3カ月以内に発行されたもの）
- (2) 法人にあつては会社概要、代表的な商品、製品、作品等を紹介したパンフレット等
- (3) 前各号に掲げるものの他、機構が必要と認める書類

3 機構は、第1項の利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を認めないことができる。

- (1) 第2条の目的に沿わないとき
- (2) 秩序を乱し、または公益を害するおそれがあると認められるとき
- (3) 音楽・振動などにより、入居企業及び他の利用者へ迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- (4) 暴力団及びその関連企業・団体、暴力団員による使用
- (5) 施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき

第3章 利用について

(利用登録期間)

第5条 第4条第1項の承認により利用登録者が利用できる期間は利用登録の日から原則1年以内とする。利用ブースに空きがある場合はこの限りではない。

(利用登録料)

第6条 チャレンジルームの利用料金は毎月1千円(税別)とする。次に該当する利用登録者については利用料金を無料とする。

- (1) 学生の身分を有する者
- 2 月の途中での利用等によって、その月の利用が1月に満たない場合であっても1ヶ月分として利用料金を計算するものとする。

(利用登録料の引き落とし時期)

第7条 チャレンジルームの利用登録料の引き落とし時期については、機構が指定した日(毎月25日。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合は、翌日以降の直近の営業日とする。)とする。ただし、引き落とし手数料は利用者の負担とする。

(費用の負担)

第8条 次に掲げる費用は利用登録者の負担とし、月末までに発生した費用を翌月10日までに機構に支払うものとする。

- (1) 利用登録者の責に帰すべき事由によって生じた費用
- (2) その他機構が別に定める費用
- 2 施設のカードキーの発行を申し込む者は保証金5千円を機構に預託するものとし、カードキーを紛失、破損等した場合は、保証金から再発行費用を充当するものとする。

- 3 利用登録を解除する者からカードキーが返却されたときは、前項において預託された保証金を無利子で返済するものとする。

(利用日及び利用時間)

第9条 利用登録者がチャレンジルーム及びその他設備を利用することのできる時間は平日の午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 カードキーの発行を受けた利用登録者については通年で24時間チャレンジルーム及びその他設備を利用することができる。

(利用制限)

第10条 利用登録者が、チャレンジルームのブースを連日占有する場合は原則として3日以内とする。利用ブースに空きがある場合はこの限りではない。

(禁止行為等)

第11条 機構は、利用に関し次の各号のいずれかに該当することを禁止する。

- (1) 利用申込書に記載した内容と著しく異なる内容での利用
- (2) 利用の手引きに反する行為及び、管理運営上で支障があると認められる行為
- (3) 機構の承諾を得ないで行う使用備品の改造等
- (4) 建物内での喫煙
- (5) カードキーを第三者に貸し付け、又はその利用の権利を譲渡する行為
- (6) その他、公序良俗に反すると認められる行為

(禁止行為に対する措置等)

第12条 利用登録者が前条に掲げる禁止行為を行った場合、機構はその後の利用を認めないとすることができる。

(利用登録者の変更手続)

第13条 個人である利用登録者が、事業の同一性を有したまま法人を設立したときは、「徳島チャレンジルーム利用登録者変更申込書」(第2号様式)に、設立した法人登記簿謄本の写し(提出日から3カ月以内に発行されたもの)を添付して、速やかに機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 法人である利用登録者が、事業の同一性を有したまま法人組織を変更したとき(軽微な変更は除く)は、「徳島チャレンジルーム利用登録者変更申込書」(第3号様式)に、変更を証する書面を添付して機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 学生である利用登録者が、卒業等により学生でなくなったときは、「徳島チャレンジルーム利用登録申込書」を改めて機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第1項から前項までの承認は、提出された書類に基づき機構が決定する。

(報告)

第14条 利用登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を機構に報告しなければならない。

- (1) 個人にあつては住所または氏名に変更があつたとき、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称または代表者氏名に変更があつたとき
- (2) チャレンジルームを継続して2か月以上利用しないとき

(利用登録解除の届出)

第15条 利用登録者は、チャレンジルームの利用登録を解除しようとするときは、速やかに「徳島チャレンジルーム利用登録解除届」(第4号様式)を機構に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第16条 機構は、この事業の県から機構への補助金が廃止されることとなった場合、その他この事業を廃止する必要が生じた場合は、利用登録者に対し利用登録解除の申し入れを行うことができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は機構が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。